

賀茂〜ん

Come ON!

今月の掲載情報は・・・

- 賀茂地区の津波対策について。
- 県道稲取港線の整備が完成します！！
- 案内図板の許可基準の変更に伴う経過措置期間が残り1年となります。

賀茂地域における『静岡方式の津波対策』が動き出しました！

静岡県の中でも賀茂地域は観光と漁業が主産業であり、津波対策施設の整備にあたっては、安心・安全のほか景観や利用等との調和を図ることが求められます。

このため、静岡県と賀茂地域の1市5町は、地区協議会を立ち上げ、地域住民と協働で津波対策の検討を進めていきます。

津波対策講演会を開催！

賀茂地域における津波対策の進め方を地域住民へ説明するため、東伊豆町、下田市、河津町、西伊豆町の4市町を対象に津波対策講演会を開催しました。

今後は、9月に松崎町、10月に南伊豆町での開催を予定しています。



津波対策地区協議会を開催！

津波対策講演会に引き続き、7月27日に賀茂地域で今年度最初の津波対策地区協議会を東伊豆町稲取地区で開催しました。

津波対策を考えるうえで、地区住民や関係者に稲取地区における津波被害想定や堤防等の施設整備の現状について説明しました。

次回は9月中旬に、開催を予定しています。

また、他の地区でも順次地区協議会を開催する予定です。



教えて！か〜もん！！

「静岡方式」ってなに??

『静岡方式』とは、津波が到達する時間が短く、多くの住民や家屋が集中する地域で、広範囲に大きな被害が発生することが考えられる静岡県特有の課題の解決策として、最大クラスの津波（レベル2津波）も含めて、できる限り被害を小さくすることを目指した津波対策の進め方のことで、それぞれの地域の特性に応じたハード対策とソフト対策を組み合わせる津波に強い地域づくりを行う取組のことだよ。

今後どうやって対策を進めていくの??

賀茂地区1市5町を23の地区に分けて、「地区協議会」を開催して、地区のみんなと地区ごとの津波対策を検討していくよ。

「地区協議会」では、地区の人たちに津波対策についての必要な説明をしっかりと行って、地域の人たちと様々な意見交換をしていくよ。



稲取港線の道路が 広くなりました。

After

Before



東伊豆町稲取で、国道135号から東伊豆町役場へ向かう道路が広くなりました！
車道が広くなり、大きなバスのすれ違いがしやすくなるほか、今まで片側にしかなかった狭い歩道が広く、両側にできるため、歩行者も安心して安全に通ることができるようになります。

案内図板の改修に 御協力ください

案内図板の改修期限まで
あと1年だよ！



基準に適合した案内図板の例

案内図板の許可基準が平成25年10月から変わりました！新基準のポイントは3つです。

- ① 色彩・写真の内容
- ② 案内表示の内容
- ③ 看板の設置（表示面積、高さ、間隔等）

案内図板の板面変更までの経過措置期間が残り1年となります。**平成28年9月30日**までに新基準に適合させ、許可を受ける必要があります。

設置のご相談は都市計画課（0558-24-2110）まで。



新基準の詳細は静岡県ホームページでも確認できます。

(http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530b/annaizuban-ki_jun.html)

お問合せは 静岡県 下田土木事務所 企画検査課 まで

〒415-0016 静岡県下田市中531番地の1
TEL: 0558-24-2113 FAX: 0558-23-2123

E-mail: shimodo-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

URL: <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-810/index.html>



いっしょに、未来の地域づくり。
New Public Engineering for SHIZUOKA